

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、次の1から6に定める事業（以下「本事業」という。）を実施し、栃木県内の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付実施要綱（以下「福祉系高校修学資金貸付実施要綱」という。）における、法第40条第2項第4号の規定に基づき法学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第8に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下単に「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下単に「就職支援金」という。）を貸し付ける事業

6 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第2条 第1条1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学する者とし、要件は別に定める。

ただし、3（3）の国家試験受験対策費用及び3（4）の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の（1）及び（2）に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると栃木県社会福祉協議会会長（以下、会長とする。）が認める世帯の世帯員である者

2 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（4）に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 1年次の初回貸付け時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

- (3) 国家試験受験対策費用 最終回の貸付時に限り 40,000円以内
- (4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業）

第3条 第1条の2の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」の貸付対象者、貸付額、貸付回数及び貸付方法は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第8に掲げる事項に該当する者（福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9により読み替えの適用となる者を含む。）とする。
- 2 貸付額は、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第2の3により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 4 貸付方法は、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、契約変更等を行い、第16条で規定する会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）内の会計処理で完結することとする。

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業）

第4条 第1条3の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は実務者研修施設に在学する者とする。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は200,000円以内とする。

（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業）

第5条 第1条4の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、栃木県内に住民登録している者又は栃木県内の事業所又は施設に介護職員等として就労した者で次の（1）から（4）までの基準を全て満たす者とする。
 - （1）即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
 - ③介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
 - （2）（1）に掲げるものとして、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - （3）居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - （4）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別紙様式の再就職準備金利用計画書を提出した者

- 2 貸付額は、400,000円と貸付対象者が会長に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（障害福祉分野就職支援金貸付事業）

第6条 第1の5の「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、栃木県内に住民登録している者又は栃木県内の事業所又は施設に就労した者で次の（1）から（3）までの基準を全て満たす者とする。
 - （1）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、または、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のいずれかを受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。）、同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について（平成28年8月3日障初第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）」に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した者。
なお、第5条に掲げる「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又は社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱における「介護分野就職支援金貸付事業」の貸し付けを受けたことがある者を除く。
 - （2）障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。
 - （3）別紙様式の障害福祉分野就職支援金利用計画書（以下単に「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。
- 2 貸付額は、200,000円と貸付対象者が会長に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（社会福祉士修学資金貸付事業）

第7条 第1条6の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は社会福祉士養成施設に在学する者とする。
ただし、本条3（3）の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると会長が認める世帯の世帯員である者に限る。
- 2 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（3）に定める額を、加算することができるものとする。
 - （1）入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内
 - （2）就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内
 - （3）生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

(貸付方法及び利子)

第8条 本要領が定める貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

なお、第1条2項の事業の貸付方法は、第3条の規定によるものとする。

2 利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第9条 本要領が定める貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人を2人とし、2人のうち1人は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。

3 前項にかかわらず、別に定める要件を満たす法人を連帯保証人とすることができる。

4 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

5 貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときには、会長に承認を受けなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第10条 会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けされた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸し付けされたものとみなす。(第1条1項又は6項の事業に限る。)

4 会長は、本条1及び2の規定により貸付契約を解除したとき又は本条3の規定により修学資金の貸付けを休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。また、本条3の規定により修学資金の貸付けの休止を受けた者が、復学したため、貸付けを再開するときも、同様とする。

(返還の債務の当然免除)

第11条 会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、毎年4月に業務従事証明書の提出を求め、貸し付けを受けた者の就業状況等について定期的に把握するものとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 介護福祉士養成施設を卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。)において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年(過疎地域、離島及び中山間地域等(返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)第2号に規定する区域をいう。)において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が返還免除対象業務に従事した場合は、3年)(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、栃木県

外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できる。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

(1) 栃木県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第6に掲げる範囲）を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 実務者研修施設を卒業した日若しくは卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第5条の1の(3)の介護職員等として就労した日から、栃木県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第6条1の(2)の障害福祉職員として就労した日から、栃木県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できなかった場合の取扱は本条1と同様とする。

(2) 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

6 社会福祉士修学資金貸付事業

本条1を準用する。

(返還)

第12条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から別に定める返還期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 介護福祉士養成施設若しくは社会福祉士養成施設又は実務者研修施設を卒業した日又は卒業年度の国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は栃木県内において第11条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 3 栃木県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予する。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
 - (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。
- 2 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できる。
- (1) 栃木県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき返還の債務の額（既に返還した金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき返還の債務の額の全部又は一部
- 3 栃木県内において本事業による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じとし、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金については180日）以上、第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき返還の債務の額の全部又は一部

(延滞利子)

第15条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

(会計)

- 第16条 本事業に関する会計にあたっては、独立した区分を設け、経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該区分に繰り入れるものとする。
- 2 本事業の実施にあたり、平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知により、平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知により補助された国庫補助金を使用することができるものとする。
- 3 福祉系高校修学資金貸付実施要綱に基づく福祉系高校修学資金と本要領に基づく返還充当資金については、一体的に実施するものであるがサービス区分は同一にせず、サービス区分を分け、適切に管理するものとする。
- また、返還充当資金の会計処理については、第3条の4に規定するとおり、福祉系高校修学資金として貸し付けた金額と同額を返還充当資金のサービス区分から、福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えによる処理を行うものとする。

(貸付の申込、契約)

- 第17条 会長は、貸付の申請があった場合は、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。(第1条2項の事業を除く)
- 2 本条第1項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人と連署した借用書を会長に提出するものとする。

(貸付金の交付)

- 第18条 第1条1の介護福祉士修学資金及び第1条6の社会福祉士修学資金の貸付金の交付は、原則6か月分を一括して口座振替の方法により交付する。
- 2 第1条2項の返還充当資金は、第3条4項により、付け替えを行うものとする。
- 3 第1条3項介護福祉士実務者研修受講資金、第1条4項再就職準備金及び第1条5項就職支援金は、一括して口座振替により交付する。

(一時償還及び貸付けの停止及び解約)

- 第19条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
- (1) 借受者が貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
- (2) 借受者が虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 借受者が変更届等を行わなかったとき。
- (4) 借受者が貸付金の償還を怠ったとき。
- (5) 借受者が仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。
- (6) 借受者が破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

(届出義務)

- 第20条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときには、別に定めるところにより、速やかに会長に届け出なければならない。
- (1) 借受者又は保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があった場合
- (2) 退学した場合
- (3) 留年、休学、復学、転学、コース変更した場合及び停学の処分を受けた場合
- (4) 返還免除対象業務に従事した場合又は退職した場合
- 2 保証人は、借受者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はその事実を証する書類を添えて会長に届出しなければならない。

(管轄裁判所の合意)

- 第21条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会と借受者又は保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(財政措置)

第22条 本要領に基づく事業の実施に必要な費用は、栃木県が全額補助する。

(栃木県への報告)

第23条 会長は、会計年度当初に、貸付計画人数、貸付計画額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書並びに貸付資金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、知事に提出するものとする。

2 会長は、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を会計年度終了後2か月以内に知事に報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず必要に応じて知事にその進捗を報告する。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

2 この要領の施行日前に実施している事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
19歳以下	43,910	41,940	39,960	37,990	36,010	34,030
20～40	42,020	40,140	38,240	36,350	34,460	32,570
41～59	39,840	38,050	36,250	34,470	32,680	30,880
60～69	37,670	35,980	34,280	32,590	30,890	29,200
70歳以上	33,750	32,470	30,710	29,530	27,680	26,620

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。